

自治基本条例については、自治体運営の基本原則などを定める部分では共通しているものの、その名称については、各団体により異なっています。本審議会では、本条例を「最高規範」として位置付けることや「平易な言葉での作成」については総意とされており、条例名称についても、町民に親しみ易いことを念頭に置くなどの検討が必要です。名称は、本条例の先駆けとして知られる、北海道ニセコ町においては「ニセコ町まちづくり基本条例」としているなど、多様な名称が存在しており、大別して以下の3事例が見受けられます。

～ 条例名称：3事例 ～

【事例1】自治基本条例（団体名＋自治基本条例）

- ・開成町を除く、県西地域2市6町はこの名称形態

【事例2】まちづくり基本条例（団体名＋まちづくり条例）

- ・当町には、開発事業の適正化等を目的とした「松田町まちづくり条例」が存在。
- ・(例)座間市協働まちづくり条例 / 「みんなが主役のまちづくり基本条例(山形県庄内町)」 など

【事例3】独自の名称（第3回審議会「資料7」参照）

- ・(例)「あじさいのまち開成自治基本条例 / 「まち・ゆめ基本条例(広島県三次市)」 / 「未来づくり基本条例(北海道三笠市)」 など